

対象業種一覧		
1	金属鉱業原油・天然ガス鉱業	
2	原油・天然ガス鉱業	
3	製造業	a 食料品製造業
		b 飲料・たばこ・飼料製造業
		c 繊維工業
		d 衣服・その他の繊維製品製造業
		e 木材・木製品製造業
		f 家具・装備品製造業
		g パルプ・紙・紙加工品製造業
		h 出版・印刷・同関連産業
		i 化学工業
		j 石油製品・石炭製品製造業
		k プラスチック製品製造業
		l ゴム製品製造業
		m なめし革・同製品・毛皮製造業
		n 窯業・土石製品製造業
		o 鉄鋼業
		p 非鉄金属製造業
		q 金属製品製造業
		r 一般機械器具製造業
		s 電気機械器具製造業
		t 輸送用機械器具製造業
		u 精密機械器具製造業
		v 武器製造業
		w その他の製造業
4	電気業	
5	ガス業	
6	熱供給業	
7	下水道業	
8	鉄道業	
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）	
10	石油卸売業	
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）	
12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	
13	燃料小売業	
14	洗濯業	
15	写真業	
16	自動車整備業	
17	機械修理業	
18	商品検査業	
19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	
21	産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。）	
22	医療業	
23	高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	
24	自然科学研究所	

※ 赤字は、厚生労働省が所管する業を含む

化学工業については、医薬品製造業に限る。

電気機械器具製造業については、電子応用装置製造業及び電気計測器製造業に限る。

精密機械器具製造業については、医療用機械器具・医療用品製造業に限る。

自然科学研究所については、厚生労働省が所管する研究所に限る。